

第四十八回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第三号

昭和四十年二月十七日(水曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 渡海元三郎君

理事 上村千一郎君

理事 坂田 道太君

理事 八木 徹雄君

理事 山中 吾郎君

木村 武雄君

田川 誠一君

中村庸一郎君

松田竹千代君

高橋 重信君

前田榮之助君

出席國務大臣

文部大臣 愛知 揆一君

出席政府委員

文部事務官 西田 剛君

(大田官房長)

文部事務官 福田 繁君

(初等中等教育局長)

文部事務官 前田 充明君

(体育局長)

文部事務官 齋藤 正君

(管理局長)

委員外の出席者

専門員 田中 彰君

二月十二日

委員鈴木一君辭任につき、その補欠として佐々木良作君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員佐々木良作君辭任につき、その補欠として鈴木一君が議長の名で委員に選任された。

二月十二日

著作權法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)(予)

同月十六日

オリンピック記念青少年総合センター法案(内閣提出第七四号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

國政調査承認要求に関する件

オリンピック記念青少年総合センター法案(内閣提出第七四号)

著作權法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)(予)

文教行政の基本施策に関する件

○渡海委員長 これより會議を開きます。國政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、學術研究及び宗教に関する事項

五、國際文化交流に関する事項

六、文化財保護に関する事項

以上各事項について、その実情を調査し対策を樹立するため、小委員会の設置、関係各方面よりの説明聴取及び資料の要求等の方法により、今会期中國政に関する調査を行ないたいと存じます。

なお、今回体育に関する事項を國政調査承認申請からはずしましたが、御承知のように、体育は第三十七回国会までは学校教育、社会教育の中でこれを取り上げてまいりました。第三十八回国会に至りまして、新しく体育に関する事項を國政調

査に関する事項に加えました。今回体育振興に関する特別委員会が設置されました関係上、これをはずしたわけでありまして、本委員会にいたしましては、第三十七回国会までの例にならぬ、学校教育、社会教育の面からこれを取り上げてまいりたいと存じますので、さよう御了承願います。

つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡海委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○渡海委員長 次に、オリンピック記念青少年総合センター法案及び著作權法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。愛知文部大臣

オリンピック記念青少年総合センター法案

オリンピック記念青少年総合センター法

第一章 総則(第一条～第六条)

第二章 役員及び職員(第七条～第十八条)

第三章 評議員会(第十九条～第十八条)

第四章 業務(第十九条～第二十條)

第五章 財務及び會計(第二十一条～第三十一条)

第六章 監督(第三十二条～第三十三條)

第七章 雑則(第三十四條～第三十五條)

第八章 罰則(第三十六條～第三十七條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 オリンピック東京大会を記念し、この法

律により、オリンピック記念青少年総合セン

ターを設立する。

2 オリンピック記念青少年総合センター(以下「青少年総合センター」という。)は、その設置する青少年のための宿泊研修施設を適切に運営し、青少年の心身の発達を図り、もつて健全な青少年の育成に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 青少年総合センターは、法人とする。

(事務所)

第三条 青少年総合センターは、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四条 青少年総合センターの資本金は、青少年総合センターの設立の際現に国の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、青少年総合センターに追加して出資することができる。

3 青少年総合センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

5 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 青少年総合センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

一

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、青少年総合センターについて準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 青少年総合センターに、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。
(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、青少年総合センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して青少年総合センターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、青少年総合センターの業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の任期)

第九条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

第十条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員の欠格条項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)

(役員の解任)

第十二条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 青少年総合センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が青少年総合センターを代表する。

(職員の任命)

第十五条 青少年総合センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十六条 青少年総合センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

第十七条 青少年総合センターに、評議員会を置く。

2 評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

一 業務方法書の変更

二 毎事業年度の計画及び予算

三 その他青少年総合センターの業務に関する

重要事項

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることができる。

(評議員)

第十八条 評議員は、青少年総合センターの業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十条及び第十二条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第十九条 青少年総合センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 青少年のための宿泊研修施設を設置し、及び運営すること。

二 その設置する宿泊研修施設を利用して、青少年の心身の鍛練その他心身の健全な発達を図るため必要な業務を行なうこと。

三 オリンピック競技大会に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び利用に供すること。

四 前三号の業務に附帯する業務

2 青少年総合センターは、前項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する宿泊研修施設を一般の利用に供することができる。

(業務方法書)

第二十条 青少年総合センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十一条 青少年総合センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十二条 青少年総合センターは、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十三条 青少年総合センターは、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十四条 青少年総合センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完了後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完了後一月以内に、これを評議員会に提出しなければならない。

3 青少年総合センターは、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五条 青少年総合センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 青少年総合センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第二十六条 青少年総合センターは、文部大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年

度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金、一年以内に償還しなければならない。

(償還計画)
第二十七条 青少年総合センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余剰金の運用)
第二十八条 青少年総合センターは、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

- 一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十九条 青少年総合センターは、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十条 青少年総合センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののほか、青少年総合センターの財務及び会計に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督

(監督)
第三十二条 青少年総合センターは、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、青少年総合センターに対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、青少年総合センターに対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に青少年総合センターの事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)

第三十四条 青少年総合センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十五条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第一項、第二十二條、第二十六條第一項若しくは第二項ただし書、第二十七條又は第二十九條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四條第一項又は第三十條の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十条第二項、第二十九條又は第三十一条の規定により文部省令を定めようとするとき。

四 第二十八條第一号の規定による指定をしようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)
第三十六条 第三十三条第一項の規定による報告

を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした青少年総合センターの役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした青少年総合センターの役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十八條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十二條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。

(青少年総合センターの設立)

第二條 文部大臣は、青少年総合センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、青少年総合センターの成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三條 文部大臣は、設立委員会を命じて、青少年総合センターの設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、青少年総合センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

3 設立委員は、出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前条第一項の規定

により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 青少年総合センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六條 青少年総合センターの最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十二條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「青少年総合センターの成立後遅滞なく」とする。

(金銭以外の財産の追加出資)

第七條 政府は、昭和四十一年三月三十一日までにおいて第四條第二項の規定により青少年総合センターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができ。

(登録税の非課税)

第八條 青少年総合センターが第四條第一項又は同条第二項及び前条の規定により政府から出資を受けた不動産の所有権の取得又は保存の登記については、登録税を課さない。

(不動産取得税の非課税)

第九條 都道府県は、青少年総合センターが第四條第一項又は同条第二項及び附則第七條の規定により政府から不動産の出資を受けた場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(登録税法の一部改正)

第十條 登録税法明治二十九年法律第二十七号の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「国立教育会館」の下に「オリンピック記念青少年総合センター」を、「国立教育会館法」の下に「オリンピック記念青少年総合センター法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十一号 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノ二ノ二中「又ハ国立教育会館」を「国立教育会館又ハオリンピック記念青少年総合センター」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二号 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二号の四第一項第三号中「国立教育会館」の下に「オリンピック記念青少年総合センター」を加える。

第三百四十八号第二項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 オリンピック記念青少年総合センターが直接青少年の研修の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十三号 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四号第二項中「日本中小企業指導センター」の下に「オリンピック記念青少年総合センター」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十四号 所得税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

オリンピック記念青少年総合センター

リンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十五号 法人税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

オリンピック記念青少年総合センター

リンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第 号)

別表

一 土地

東京都渋谷区代々木山谷町三百四十六番地

宅地 五万五千四百七十一・一六平方メートル

二 建物

東京都渋谷区代々木山谷町三百四十六番地

鉄筋コンクリート造陸屋根付き四階建

九

鉄筋コンクリート造陸屋根付き二階建

一

総床面積二万八千八百六十六・六三平方メートル

理由

オリンピック東京大会を記念し、国の出資によりオリンピック記念青少年総合センターを設立し、青少年のための宿泊研修施設の設置、運営、その他青少年の心身の鍛練のために必要な業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五十二号中「三十三年」を「三十五年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律は、公布の日から施行する。ただし、

この法律の施行前に著作権の消滅した著作物については、適用しない。

理由

諸般の事情により、著作権の保護期間をさらに暫定的に延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

愛知国務大臣

このたび政府から提出いたしましたオリンピック記念青少年総合センター法案に付きまして、提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

オリンピック東京大会は、昨春秋、全国民あげての絶大なる御支援と御協力のもとに、大成功裏に終了いたしました。この大会は、単にわが国スポーツ界にとつて画期的なできごとであるばかりでなく、すべての国民特に青少年にとつて永久に記念されるべき世紀の祭典であつたのであります。このことにかんがみ、大会に際し、世界各国からつどい來たたつた若人たちのいこいと交歓の場となつた選手村の施設は、このオリンピック東京大会を記念するとともに、これを次代になうわが国青少年のために最も有意義に活用される施設とすることをかねて念願してきただけであります。

幸いに、このたび、これを青少年のための宿泊研修施設として用いることになりましたので、この施設を国より出資し、適切に運営させるため、特殊法人オリンピック記念青少年総合センターを設立することといたしました。

この法律案は、特殊法人オリンピック記念青少年総合センター設立の目的を定めるとともに、この特殊法人の資本金、組織、業務、財務、会計、監督等に関し、所要の規定を設けたものであります。

すなわち、第一に、オリンピック記念青少年総合センターは、その設置する青少年のための宿泊研修施設を適切に運営し、青少年の心身の発達をはかり、もつて健全な青少年の育成に寄与することを目的とするものであります。なお、青少年総合センターは、これを法人とし、その設立当初の資本金は、さきに申し述べました政府が出資した財産の価格の合計額に相当する金額といたしております。

第二に、この法人の業務についてであります。第一は、青少年のための宿泊研修施設を設置し、運営することであり、第二は、この宿泊研修施設を利用して、法人みずからが、青少年の心身の鍛練その他心身の健全な発達をはかるために必要な業務を行なうことであり、第三は、オリンピック競技大会に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び利用に供することあります。

なお、この法人は、これらの業務を行なうほか、この法人の目的達成に支障のない限り、その設置する宿泊研修施設を一般の利用に供することができるといたしております。

第三に、この法人の役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は理事長が、それぞれ任命することとし、その任期はいずれも二年といたしております。

次に、この法人には、その運営の適正を期するため理事長の諮問機関として、評議員会を置くこととし、所定の重要事項について、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないことといたしております。評議員は、十五人以内とし、この法人の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命することといたしました。

第四に、この法人は、文部大臣の監督を受けるのであります。その業務の公共性にかんがみ、業務方法書、事業計画、予算、財務諸表等については、文部大臣の認可または承認を受けることを要するものといたしましたのであります。

第五に、この法人は、所定の準備を経て、昭和四十年四月一日に設立されることとしております。以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要

とを目的とするものであります。なお、青少年総合センターは、これを法人とし、その設立当初の資本金は、さきに申し述べました政府が出資した財産の価格の合計額に相当する金額といたしております。

第二に、この法人の業務についてであります。第一は、青少年のための宿泊研修施設を設置し、運営することであり、第二は、この宿泊研修施設を利用して、法人みずからが、青少年の心身の鍛練その他心身の健全な発達をはかるために必要な業務を行なうことであり、第三は、オリンピック競技大会に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び利用に供することあります。

なお、この法人は、これらの業務を行なうほか、この法人の目的達成に支障のない限り、その設置する宿泊研修施設を一般の利用に供することができるといたしております。

第三に、この法人の役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は理事長が、それぞれ任命することとし、その任期はいずれも二年といたしております。

次に、この法人には、その運営の適正を期するため理事長の諮問機関として、評議員会を置くこととし、所定の重要事項について、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないことといたしております。評議員は、十五人以内とし、この法人の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命することといたしました。

第四に、この法人は、文部大臣の監督を受けるのであります。その業務の公共性にかんがみ、業務方法書、事業計画、予算、財務諸表等については、文部大臣の認可または承認を受けることを要するものといたしましたのであります。

第五に、この法人は、所定の準備を経て、昭和四十年四月一日に設立されることとしております。以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要

とを目的とするものであります。なお、青少年総合センターは、これを法人とし、その設立当初の資本金は、さきに申し述べました政府が出資した財産の価格の合計額に相当する金額といたしております。

第二に、この法人の業務についてであります。第一は、青少年のための宿泊研修施設を設置し、運営することであり、第二は、この宿泊研修施設を利用して、法人みずからが、青少年の心身の鍛練その他心身の健全な発達をはかるために必要な業務を行なうことであり、第三は、オリンピック競技大会に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び利用に供することあります。

なお、この法人は、これらの業務を行なうほか、この法人の目的達成に支障のない限り、その設置する宿泊研修施設を一般の利用に供することができるといたしております。

第三に、この法人の役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は理事長が、それぞれ任命することとし、その任期はいずれも二年といたしております。

次に、この法人には、その運営の適正を期するため理事長の諮問機関として、評議員会を置くこととし、所定の重要事項について、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないことといたしております。評議員は、十五人以内とし、この法人の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命することといたしました。

第四に、この法人は、文部大臣の監督を受けるのであります。その業務の公共性にかんがみ、業務方法書、事業計画、予算、財務諸表等については、文部大臣の認可または承認を受けることを要するものといたしましたのであります。

第五に、この法人は、所定の準備を経て、昭和四十年四月一日に設立されることとしております。以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要

とを目的とするものであります。なお、青少年総合センターは、これを法人とし、その設立当初の資本金は、さきに申し述べました政府が出資した財産の価格の合計額に相当する金額といたしております。

第二に、この法人の業務についてであります。第一は、青少年のための宿泊研修施設を設置し、運営することであり、第二は、この宿泊研修施設を利用して、法人みずからが、青少年の心身の鍛練その他心身の健全な発達をはかるために必要な業務を行なうことであり、第三は、オリンピック競技大会に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び利用に供することあります。

であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

次に、今回政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行の著作権法は、明治三十二年に制定されて以来数回の部分改正を経て今日に至っておりますが、基本的な体系は立法当時のままであり、現在の複雑多岐な著作物の利用状況にかんがみますると、再検討を必要とする多くの問題が生じております。そこで去る昭和三十七年四月、著作権制度の全面的改正について審議するため文部省に著作権制度審議会が設置されることがなつたのであります。その際著作権制度の全面的改正の実施までの間に著作権保護期間の終了する著作権者を救済する趣旨をもって、議員の御提案により著作権法の一部が改正され、当時著作家の死後三十年を原則としたおりました著作権の保護期間を暫定的に三年間延長する措置がとられたのであります。

著作権制度審議会は、同年五月発足以来今日まで、鋭意審議を重ねてきたのであります。その重要性と問題の複雑性のため成案を得るまでには、なお若干の時間を要する現状にあります。

よつて、当初の暫定措置の趣旨にかんがみ、著作権制度の全面的改正の実施されますまでの期間を考へまして、さらに保護期間を暫定的に延長する必要があると考へられます。

本案の内容は、以上の理由により、現行著作権法第五十二条により三年間暫定的に著作権の保護期間が延長されている著作物に關し、その著作権の保護期間をさらに二年間再延長し、当分の間三十五年とするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○渡海委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は次会に譲ることとしたします。

○渡海委員長 文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

三木喜夫君 質疑の通告がありますので、これを許します。

○三木(喜)委員 私は私学の問題、なお時間がありましたら、大学生急増の問題と高等学校の問題、この三つを聞きたいと思つております。

慶応大学の全学ストが口火となりまして、従来種々論議されてまいつておりました私学の問題が非常に大きな社会問題となつて、慶応の全学ストは一応おさまつたものの、問題は根本的な解決を見ておりません。そして予算委員会でも当委員会でも私学の問題を取り扱われましたけれども、答弁が保留になつておたり、あるいはまた予算委員会では寄付金の問題だけが強調されたりして、根本的な問題に触れていないと思ひます。

で、きょうは私学の本質論からあり方、国の助成はどうあるべきか、というふうなことに對して質疑をして、大臣の所信をただしたいと思ふのであります。その一番大きなねらいは、まず初めに大学生急増対策に關連して、私学の危機にどう対処されるつもりか、その腹がまえを私は聞きたいと思ふのであります。

そこで、第一に過去、現在私学が果たしてきたところの役割、それから地位、業績、そういうものをどういうふうにお考えになつておるか。根本的な問題で、もしこれが認識を誤つておれば、やはり私学が一つの会社のような考え方で国の助成をしなくともいいのだというところへ話がいつてしまひますので、まずその認識をはつきりしていただいて、そうして未来の私立学校、特にきょうは私立大学の問題について申しますが、私立大学がどうあるべきか、いわゆる文相がよく言われるところの未来から呼びかける私立大学であつてもいい、こういうぐあいに思ふわけですから、

最初大臣として私立学校の過去の業績、そうして現在果たしたところの役割、こういうものをひとつ明確に御答弁いただきたい。

○愛知国務大臣 私学につきまして、過去から現在に至りますまでの国家的に果たした実績、その功績というものは非常に高く評価しなければならぬと思つておるわけでございます。

そこで、そうした過去から現在に至りますまでの間、政府の立場において私学に對してどういう態度をとつてきたかということにつきましては、大きく分けますと、財政的な援助あるいは税制上の免除というようなことが資金的な援助の面であるということが言えるかと思ひます。しかしその中には特定の、国の特に要請にこたへるための、たとえば理科教育の問題でありますとか、特殊の研究施設というふうなものについては直接に、ストリートに國が補助、援助を与えておりましたけれども、大きな役割は主として私学振興会を通ずる融資の方法にあつたと思ひます。

そこで、これからだんだんと御議論を承ることにしたいと思いますけれども、四十年程度までのところにおきましては、その方法論においては大体従来からの考え方を踏襲いたしまして、特にいわゆる大学志願者の急増に對しても同様にやはり今後においても非常な期待をかけなければならぬ。従来はたとえば大ざっぱに言つて、大学、短大等を通して七割程度の学生が私学のお世話になつておるわけでございますけれども、たとえば四十年程度においては定員の増加などにいたしますれば、大ざっぱに申しまして二万人弱の定員の増加に對して私学が一万五千人をお引き受け願うというふうな計画になつておるわけでございます。そこでいま申しましたように、四十年程度におきましては私学振興会で申しますと、政府の出資並びに財投からの資金の補充と申しますか、財政投融資の面におきまして百億、合計百十億、これはちょうど昨年の倍になつておるわけでございますから、とりあえず四十年程度に對しましてはその私学振興会を通じます、いま申しました百十億は、融資

の資金計画から言つて百五十億程度になります。そしてその中で一万五千人の定員増に對する計画としては六十数億円の融資計画が私学に對して行なわれる。これはもちろん十分ではないかもしれせんけれども、当初考えられておりましたワケよりも若干下回つて人員が計画されております。これにはいろいろの原因もございしますので、また御説明をあとでも申し上げたいと思ひますが、大ざっぱに言つて一万五千人の四十年程度における定員の増加については、まずこの私学振興会を通ずる六十数億円の特にこの目的のためにする融資計画でもってば計画が充足できる、こういうつもりでおるわけでございます。

そこでこの四十年程度についてはそういったやり方を政府としては決定しておるわけでございます。で、当面四十年程度の充足の要望にこたへつつ、かたわら、その間においていよいよ四十二年程度からは大学志願者の急増がさらにピークになります關係もございしますので、こうして四十年程度についてのとりあえずの手を打つておきますと同時に、相並行してその間において特に大学の志願者急増に對する対策を練りたい。あわせて今後恒久的に私学に對する問題のとりえ方、あるいはいわれわれの態度、対策というものをがっちりひとつ打ち立てなければならぬというので、臨時私立学校振興方策調査会というものを法律によつてつくつていただいて、そこで当面する緊急問題はもちろんでございませうけれども、できるならばおむね二カ年間の間に恒久的な私学に對する態度、対策というふうなものを各方面の御意見を伺ひながら練り上げてまいりたい、ごく大筋でございませうが、そういうふうな考え方でたゞいまおるわけでございます。

○三木(喜)委員 愛知大臣は前の灘尾文部大臣から引き続いて私学についてはたいへんな熱意を持っておられるということを承つておりますし、その気持ちが出て、いま私が質問しましたことに對して御答弁が非常に御熱心に、丁寧であります。まず最初に申しました過去の業績については

教育、文化、産業、日本の各般にわたりました私学は人材を輩出しておられるというこの業績を認められ、なお現在果たしておられる役割りとして、は、大学生急増に対しては七〇%以上の学生を今後私学にお預りする、こういう立場から、続いて、しかしながら、私学は非常に財政的に窮乏してまいっておりまして、その危機感として、当面なすことと、それからなお恒久的な策はこういう方法である、こういうようにお話しになりましたので、私はその点は了承いたします。

続いて、次に当然認識してもらわなければならぬのは、これは昨年度の予算委員会でもそういう議論がなされておいて、私は非常に遺憾に思ったのですが、大臣さん、私学の公共性について、この前の予算委員会では憲法の八十九条で示されて、そして公共性というものの対する認識がちょっと薄いのじゃないか、こういうようなこと、これはこととしてはございせんよ。去年の大臣答弁、必要があればあとで読みますけれども、そういうことを思いますので、この前の山中さんもそれを指摘しましたが、この私学の公共性、私立大学の公共性というものについて私はぜひ認識してもらわなければならぬと思うわけです。それで大臣に、教育上の公共性、それから法規上の公共性と、私立大学運営上の公共性、この三つに分けて簡単に御認識になっておる点を言っていたきたい。

○愛知国務大臣 先ほど申しましたように、私学の国家的に尽くしてこられた功績というものは非常に高く私ども評価しているわけでございますが、そういうようなことが私学に対する法規上の公共性ということに通ずることかと思えます。ところが率直に申しまして、どちらかといえば、もう一つの自主性と申しますか、そういう方面のところは少なうとも過去においては強調されるというか、比重が重かったのではなからうかというようなことから、国家的な資金的な助成というういがあるのではないかと。ところが最近も文部省でも調べてみたわけでありまして、今日の私

学の経営の状況がどうなっているかといえ、これはこまかく数字を申し上げるといいのでございませうけれども、これを総論的に申しますと、たとえば収支で申しますと、収入で目立って大きいのは、学生納付金というふうなものに依存する割合が非常にふえてきているわけでありまして、それから私学自体としての借り入れ金が非常にふえてきておる。こういう関係からいって、経費として、支出のほうでいえば資本的な支出と債務償還費というものが大きな比重を占めてきております。こういう点をとらえてみますと、私学の公共性ということをお考えした場合にこれはいかどうか。私学の経営難という問題だけではなくて、私学というものの公共性に対して、こういう傾向なり現状というもののに対して国家としては積極的にどう対処していくべきかということがあらためて非常に大きな問題になってきています、こういう認識を私は持つておるわけでありまして、

○三木(喜)委員 時間もございせんから、私、一つ一つ指摘して大臣の了解点をひとつお聞きしたいと思つたのです。いまは学費が非常に増加してきて公立との差が激しい。こういうところから公共性というものが非常に問題になる。こういう現実の問題からいいますと、お話しになったのですが、私は教育上から見まして、いままで私学というものは、たとえて申しますと、私立の医、歯、薬学部は厚生省の医師、歯科医師、薬剤師養成計画の中に完全に組み入れられておる。それから二番目に私立の農、獣医、畜産学部は農林省の獣医師養成計画の中に完全に編入されている。それから三番目に私立の理工系学部は政府の経済企画庁、文部省、科学技術庁、大蔵省の策定した科学技術者養成計画の中に完全に組み入れられておる。現在大学の理工系学部の学生は私立大で約十万人、国立大で五万人あるが、この両者を合わせて国が科学技術者養成ということでは前の高度経済成長政策の中でこのことを明らかにしております。その次は昭和四十一年から始まる大学進学希望者の急増を受け入れ対策として、政府は大部分を先がたも

おっしゃったように私立に持つてきておられる。それから判事、検事、弁護士、養成、国家公務員の養成、地方公共団体の職員の養成などに対しても、私学の各大学の学部が大きな役割りを果たしておるということ。それから小学校、中学校、高等学校の教員の養成に對しても、国の教員計画を果たしておるわけなんです。その他法、経、商、文学を考へてみてもそうですし、女子大学教育も私学が大部分受け持つておる。言つても私は過言ではないと思つたのです。それから勤労青少年の教育の夜間部、通信教育部というものは、これもまた私学が受け持つております。そう考へてみたときに、これらは全部私は教育上から考へた公共性だと思つたのですが、間違ひございせんか。

○愛知国務大臣 大体において私御同感と思つた。これは大臣の御答弁になつたのですが、これはどういふようににお考へになつておるのですか。

○愛知国務大臣 これはもう申すまでもございせん、法規上の公共性というものは教育基本法にその源を発しておるものと思つた。それから私立学校法におきましても「その自主性を重んじ、公共性を高める」云々と書いてございまして、それから法規上におきましても、先ほど申し上げた触れたつもりでございまして、かねがね法規上も公共性というものははっきり認識されておる。したがつて、またそういうことに基つていただいまお示しもございましたような点に国家もお願いをしてまいつたのかと思つたのでありますけれども、その裏打ちとなる国としてのやり方があるいは陰に隠れていたりするものではないか、こういうふうにお認識しております。

○三木(喜)委員 私立の運営上で公共性を先がたもちよつと大臣の答弁の中に触れておられました。これは運営上学校教育法に基づいて設立された公共機関でありますから、学校法人法により設置、運営されておる、役員、評議員、組織、権限、財政、その他一切が同法に基つて公共機関としての運営がなされておるということ、それで先がた申したようにちよつと混乱したのは、私大は憲法八十九条にいう公の支配に属さない教育ではないかというふうなことが昨年度論議になつております。しかしながら公の支配に属する教育機関であり、それゆゑに私立学校法第五十九条に、国または地方公共団体は、私立学校に對し、補助、貸し付けあるいは国の財産の譲渡ができることになつておる。それからこれも先がたの答弁になつておりましたが、現に私立学校は国または地方公共団体から補助を受けた場合は、会計経理上の監督についても同法同条に明載されておる公金を受け入れて使用する機関としての条件が整えられておるわけなんです。それで、答弁にありましたとおり、私立学校の理科研究設備の助成補助金、それから私立大学の理科特別助成補助金を毎年支出しておる、これは現実の姿で補助をしておるわけなんです。この点に触れられたわけでございます。

さて本論に入りまして、私立大学の経営が非常にいま困難である。どういふ点が困難なのか、その困難点をひとつ大臣の分析によつてお答えいただきたいと思つたのですが、私がお願ひしたいのは、まず現状維持についてどんな困難点があるか。それから現在の学部学科の規模のままで教育、研究の内容充実をしていく場合にはどんな困難があるか。第三点といたしまして、これを国が希望するならば、あるいはまた国の基準に合はしていこうとするならば、そこに当然規模拡大の困難点があると思つたのです。この三つに分けてひとつずつ簡潔にお答えをいただきたい、こう思つた。

○愛知国務大臣 私学の現状並びに将来予想される困難性ということについて申し上げますならば、簡潔に申し上げますためには、たとえば昨年の八月に私学関係の各団体から私に對しまして要請がございました。そのことを申し上げるとよろ

しいかと思ひますが、これはたとえ教職員の人事費の一部に対して国庫補助を行なうということ提案されておりますが、これはやはり私学における教職員の待遇改善、それから資質のよい教授陣を求めたいということもまた希望から発しているものと思ひます。ただ、この人件費について国庫補助を行なうことが適正であるかどうかという点については、十分真剣に今後の研究課題にさせていただきたい問題であると思ひます。

それから、施設設備がやはり非常に増高している。これは先ほど申しましたような収支のほうから見ての現状の分析からいって、これもまたごもつともなことだと思ひるのであります。施設費が非常に増高している。現にそれに苦しんでおるが、今後においてはますますこれが問題であるという点で、一般的な施設につきましても、補助率を特定制度として国庫から補助してほしいという御希望が出てくることも御承知かと思ひます。こういう点が、簡潔に申しますと、問題の焦点であるかと考えます。

それから、私もから見ますと、たとえば四十年度の学生の収容定員の増をいろいろと私学側とも御相談いたしましたことでもありますし、同時に、御承知の学部、学科等の新設について審議会その他がございますけれども、そこではいかにいゆる急増の時代であっても、大学の資質を落としたりしないという観点からも十分の審査をいたしておるわけでありまして、その過程を通して見ますと、やはり教授陣をりっぱに充実をし、かつこれを維持していくということが、これはただ単に金の問題だけではなくて、もっと根本的な問題である。そこで私学側としても、この際相当大きな拡充をはかりたいあるいは新設をしたいという計画をされた場合においても、物理的によい教授がかかえられない、あるいは将来それを引き続き充足できるかどうかというところに現実の隘路があるということが、その経過を通してはつきりと浮かび上がってきたわけでございます。これについては、ただ単に私学助成ということだけではな

くて、文教行政全般の問題として大きな対策を必要とするのじやなからうか、こういうふうに考えるわけでございします。

なおまた、ちよつとこれはいまの御質問に当たらないかもしれませんが、公共性ということの場合におきましては、私学は企業であつてはならない。普通の企業のような、利潤を目標とするような企業的な存在であつてはならないということが、また大きなことで考えていかなければならない問題ではないかと私は思ひます。

○三木(喜)委員 現状把握という上に出て、あるいはまたその要請に応じて、いま私学の経営の困難点というものがあつたわけですね。私は、端的にいって、私立大学は公立大学の四分の一、大学だと思ひます。まずその四分の一の大学という根拠は、総支出を見てもみますとわかると思ひますが、学生にしますと約三倍です。それに、この総支出を見ますと、国立の場合は千二百億、私立の場合は一千億足らないわけなんです。ここで六分の一ないし四分の一の経営しなないわけですね。

それから教授の数におきましても、教授一人当たりの生徒は、国立は七・二、私立は二六・七で、これも四分の一。そのかわりに、学生一人当たりの教育費の負担になりますと、これは四分の一でなくて四倍、五倍、こういうことになつておるわけですね。先がたは教授の問題にも触れられましたが、教授の給料においても、これは四分の一とか五分の一とか言えませんが、国立と非常に差があるということですね。そういうような、現状が四分の一だということ、これは大臣、この四分の一の大学であるということをはつきりいろいろな方面からひとつ分析してもらいたいと思ひます。恒久策を立てられる場合にですね。そこに私学の問題点がある。

それから、これは私は頭から非常に難なかつたのですが、慶応大学のストライキのときに、こういう標語を掲げております。忘れたか福沢精神、銭のないやつ来なくていい、金は金の上に人をつくり、人の下に人をつくる、こういう標語が

出ておりました。これは私はいへんことばだと思ひます。こういうことになりまして、慶応大学の学生が大学の理念を掲げて今度のゼネストをやりましたことが、私たちはわかるわけなんです。ね。こういう大学の理念を掲げて学生さんさへこうやってくるということになれば、いま危機の現状の中には、やはり大学の学問研究、大学教育の危機というものが踏まえなければならぬと思ひます。

そこで、私は一つ実例を申し上げたいと思ひますが、まず、これは高村塾長も言つておられたと思ひますが、いまの大学の非常に困つておるのは、これは一般的な社会的なあるいは政治的な分析、判断は別にしまして、経営者のことばをそのまま持つてきますと、いま人件費はべアに八割、自然昇給に七割、一五割要る。しかし一五割をストリートで全部の生徒の上にかけるわけにいかないのです、これを新入生にかける。ここに配慮があらありますが、こんな配慮の問題はやめまして、一五割をかけるにしまして、せいぜい三〇割、三割くらいしか上げられない。三割上げて、新入生にしわ寄せをしても、それでもやつていけない、したがつて水増しをする。これの分析、把握もひとつしていただきたいと思ひます。私学側の意見も聞きますと、一八〇割の水増しだといひますし、多いところは倍生徒を入れて、それによつて経費をまかなつていく。そうすると、また悪循環がきまして、教室が不足になつてくる。そこで目に見えたとここの理科とか工学関係は施設が要りますから、これはどうにもしなかつたがたいです。から、文科系統で実数が押えられないくらいたくさん来ておるような状況が現出しておるわけなんです。これが現状だということですね。

そこで、私は教育研究の内容充実の困難点を一つ申し上げますと、国立大学の施設あるいは設備、教員の数、これが平均値が四分の一程度である。これでは実際に教育の質をよくする、研究の実質を高める、実効あらしめるといふような任務は果たしていかうか、こういうことを私は

考えると、私学の現状は非常に憂慮すべきものがあるのじやないか。いわゆる内容的なものとして、大学の使命を果たすのに困難である、こういうふうに思ひますが、この点は大臣はどういうようにお考えか、その点をはつきりと聞いておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 実は慶応大学のようなところにああいうふうな問題が起りましたことは、やはり私どもはじめ大にこれは目をさましていかなければならない問題である、常識的にそういうふうな印象を私は受けてゐるわけでありまして、

そこで先ほど来のお話にございましたが、たとえば学生、生徒一人当たりの経費というところをとつてみましても、国立の場合、大学では三十三万円、それから私立の場合は十四万円、半分以上でございします。その反面、今度は父兄のほうの負担ということから見ると、これは逆に非常に大きなあれになる。そこで四分の一の云々とは何かといたしまして、そういう点の認識は私どもとしても十分にしておるつもりでございます。

それから水増しの問題についてもお触れになりましたけれども、これもさくばらんし申し上げるわけですが、これは御承知のように届け出制度になつておりますので、実情がどのくらいオーバーしているかということはなかなかこれは捕捉が困難でございます。

それからもう一つはそれに関連する問題ですが、現在までのところでも申しますと、理工系とそれ以外のところの比率は国立の場合と私立の場合が反対になつておりますので、あなたが平均の数値だけで比較することは私は科学的でないと思ひますので、そういうような点も現状の分析についてはひとつ掘り下げてやる必要があるといふようなところから、先ほど申しましたようにいろいろの点の権威者の方々の御意見も伺ひ、またこの機会に徹底した分析をひとつやる必要がある、かように考えております。

○三木(喜)委員 ひとつそうした内容的な面から御検討を今後十分いただきたい。非常に質の低

下、質というところをおっしゃっておりますから、質の問題を踏まえてお願いしたいと思うのです。

それから慶応の問題で、慶応のようなところと、こういうお話がありました。慶応のような名門、と言いますと他の大学に對しまして語弊があるかもしれませんが、そうした大学が、高村塾長の病床の手記を眺んでみてもたいへんな苦衷を訴えられておるわけなんです。しかしながらこれは大学の経営者の立場から考へてみれば、今度は大学を受験する父兄の立場から考へてみた場合に、来年度、いわゆる四十年に入者はいま発言権はないわけです。じつと父兄はこれだけ学費が上がつてきてくちびるをかみしめて耐え忍んでおるの姿、それから高村塾長が病床の中で大学のいわゆる質を落とすといひますか、態度を落とさない、こう考へ、いろいろな事例をあげて申されておりますけれども、ここにもくちびるをかみしめて日本の大学の教育というものを守つていこうという、こういう強い熱意があると思うのです。父兄それから現在の生徒それから大学側と、こういううぐあいに三者を考へても、現在の生徒も父兄も大体一緒になるかもしませんが、そうして考へてみたときに、政治の場で、いわゆる政府においては十分この点は考へなければならぬ問題があると思うのです。その点は今後十分検討するということですからまずおいておきます。

施設、設備だけで現状のものを国立並みにしようとするだけでは、それだけのお金が必要と思はれるか、教員数を現在の大体四倍、国立並みにしようとするだけでは、それだけの人員費が現在見込まれるか、そういうおおよその検討はされたかどうか、あるいはどういふように把握されておるか、ひとつそれもお聞きしておきたい。現在の学部、学科の規模のままで教育研究の内容を充実するためには非常に困難だから、それを充実するために、どれだけ要るかという立場に立つてお聞きしたい。

○愛知国務大臣 全部についてびしやりとお答え

はできないかもしれないけれども、たとえば先ほども申しましたが、現状をもって四十年に一万五千人の定員増を私学でやっていたら、これに計画が決定しているわけでございまして、これにつきましても私学振興会の約五百億円の融資の中で六十数億円をこの施設等に對する融資に充てれば、まず何とかやっていると、この一番当面しているところの問題でございまして、その間に、先ほど申しましたように、今後における恒久的な対策を講じてまいりたいというように考へまして、そういう観点からいろいろの資料等も現に整備をいたしておるわけでございまして、そういう点で現状を中心にして申しますと、私学の関係で言へば、たとえば学生の納付金が三百三十四億円、それから借入れ金が二百二十七億円、それから寄付金が五十四億円というように、大ざっぱな現状ということができるかと思ひます。これにいまお示しをいたしましたように、理想的なところ、国立大学と歩調を合わせた程度の教員の充足あるいは施設の整備をやつた場合にどういふふうなかつこうで資金計画ができるかというところについては、まだ的確に算術はいたしておりません。特に先ほど申しましたように、国立大学と同様と申ししてもなかなか、この私学に對してとりあえず理工あるいは医科、歯科等についてどの程度の規模でやつて担当していただくかというところは、これは国立大学の場合とだいぶ様子が違ひますので、一がい国立大学と画一的にこの計算とすることはなかなかできてこまいかと思ひます。そういう点もございまして、現に御提案申し上げておりますように、たとえば理工系、それから医学関係、それから特に最近大きな問題になつております歯学関係というふうなところでは、とりあえず国立大学のほうでこういう点の拡充をやりたいということ、四十年度予算案並びに法律案でも御審議願つておるようなわけであります。

要するに根本は国立大学の系統でどこまでこれを自力で負担するか、それから私学に、どうい

う学部、学科を中心に、あるいは伝統というやうなことを考へ合せて、どういふやうなところにはどういふやうな拡充を、自主的な御計画を認めていくといひますか、指示していくといふやうに、かなりきつてこまかく分けて考へていかなければならぬまいかと思ひますので、一律に数字だけでちよつと申し上げかねるわけでございまして。

○三木(喜)委員 先がた四分の一の大学のことを申しましたが、四分の一の大学では実質的な教育の効果をあげることはできないわけです。そこで教育研究の実質的な効果をあげるためにまず大體国立並みに持つていくといひますと、これは仮定の上です。そうするのには非常な困難が伴うでしょう。しかし施設、設備だけで大体一兆円、それから人員費で、現在の四倍にするのは人員費において一十億、現在の上に乗るわけなんです。そういうこともひとつ認識しておいていただいで、先がた申し上げましたところの教育研究の実質を上げて大学の任務を果たす、こういうやうなぐあいに考へてもならなければいけません。それは大学人も非常にそれを願望しておるわけですが、いまの大学のままで学問研究がやつていけるかという非常な憂慮があるわけです。国民もそれを希望しておりますし、国家もこの段階に來たらやらなければならぬ任務ができたと思うのです。私立学校振興法ができた昭和二十四年の国会の審議の状況を見ましても、私学の経営というものに對して、やかましく論議されております。それから何年になりますか、幸い愛知大臣、灘尾大臣と續いて私学に前向きな姿勢を示しておられるからいいものの、しかしこれも次に對策を立てられておるのも、二年以内ということになつておりますけれども、根本的な對策は二年先ですね。そこで、この意見は十分当委員会でも論議しなければならぬまいか、考への中に深めておいていただきたい、こういううぐあいに思ひます。

それから、大学急増に對して、現状維持のままでも、実質的にやろうとしても、それだけの金が必要なのですが、さてこれを拡大せよということに

なりますと、これまた非常な困難が伴つてくるわけなんです。しかし、一方では文明あるいは科学技術の進歩とともに新しい學問を設ける必然性が出てくると思ひます。勢ひ総合化の傾向も出てきます。科学の研究のためには分散しておるよりも総合したほうがよいといひますから、これは国の一つの命題でもあると思ひます。こういう傾向を私学が持つてくるということ。それから大学の志願者の急増に應ずるためには、どうしても拡充ということが起つてくる。水増しで一つの教室へ後番と前番とにしてぐるぐるとかからなく子供が入つてくる、そして大きな会場の中で講義式の授業をやるというやうなことは、今後許されなくなつてくる。そういう問題もありますから、私学の拡充の上にも非常に困難があるといふことですね。現状のままの困難、実質的に質を上げるための困難、そして拡充の困難と、私は三つあると思ひます。

そこで最終的に、いろいろいまお話しになりましたけれども、私学の経営のための財源というものを今後政府の立場に立つて考へてみたときに、どこに主眼を置くか。あるいは三つなら三つを分立した考へ方の上に立つてやつていくのか、これをひとつ明確にしていただきたと思ひます。これは政府の考へ方が次の調査会の基本的な考へ方にもなると思ひます。そこでこれをお聞きしておきたい。

○愛知国務大臣 いま三つに分けてのお尋ねでございまして、私これはいまのところ私見として申し上げるわけでありまして、施設の設備については私はやはり私学振興会というものを通していくのが一番妥當ではなからうかと思ひます。というのは、施設については私学という問題の特殊性はもちろんでございまして、そのほかにこれは後代長く利用活用のできるものであつて、これをただ単に補助とかあるいは国庫の直接の支出をもって裏打ちをするというのは適當であるかどうか、さらにそこに私学の公共性と並んだ自主性ということからいっても、これは低金

利であることはもちろん望ましい、また償還期限が長期であることはもちろん望ましい、しかし、長期で低利の財政投融資、あるいは場合にによりましては将来の方向としてはさらに民間金融を動員するということがあっては私にはあり得ると思ひます、そういう方向で行くべきじゃないかと思ひます。

それから人員の問題、教授の問題でございますが、これはちょうど先ほど申しましたように、現在私学関係団体の要望が出ておりますものを一例として申し上げますと、教職員の給与をかりに二分の一補助をしてもらえたいという提案といひますか陳情が出ております。これは私はなかなかむずかしい問題だと思ひます。これは私はなかなか私の気持ちでござらんに申し上げますと、できるならば私学に対しては金は出すが口は出すべきものではないか、あるいは私は考えが古いかもしれませんが、そこにおのずから限界があるのじゃないかと思ひます。もし経常費においても相当の、こうした教授の給与等まで二分の一予算で支出をするというようになれば、これは納税者である国民にかかりまして、経理の監査等はもちろんでございますが、あるいはそれにとどまらないというようなところが出てくるのじゃないか。出てくると、これは私学の自主性あるいは私学の独立というようなことからいひても問題になってくるのじゃないか。そういう観点をも加えて、できればこの臨時私学振興方策調査会等においてもそうした問題も真剣にひとつ取り上げて、大いに御議論を願ひたい。私はもとよりでございますが文部省だけでは、こうした重大な問題については、なかなか一大臣、一省のよくするところではないと思ひますので、これが調査会をあえて御提案申し上げた私の気持ちでございますので、それらの点についてはいまにわかに私も私見を申し上げるところまでいひておりません。

○三木(喜)委員 話が財源のところになってきすと大臣の答弁がにわかにはやけてしまったといひ

う感じでございます。それからもう一つはやけたところは、それで私は公共性に対する認識を最初に十分踏まえてもらいたかつたわけですが、この認識が――冒頭に申しましたように、国の大学として、日本の国の産業、文化あらゆる各般にわたつて人材を出して、私学の持つておられるところの使命といひますか、果たした役割りは非常に大きい。そして、公教育として踏まえる公共性はしっかりと持つておられることは認識されたのですけれども、ここに一つの問題がある。これは去年の予算委員会の会議録ですけれども、相変わらずこの中に田中大蔵大臣が八十九条を出されておられます。公の支配に属さないのだ、こういうことを言つて

おりますけれども、公の支配に属するのじゃありませんが、八十九条、その点どうです。そういうことをいま何も大臣に質問するわけじゃないのですが、そういう論議をやつておりますから、私は予算委員会でも田中大臣にこれをきのうやりたかつたわけですから、突発的なことでできなかつた。大臣も、私の一存だけではできない、各大臣の意向もこれには大であるといひことを言われましたが、それはもつともでございます。しかしながら、最後に言われました経常費の二分の一といひことになれば、私学の自主性をそこなうかもしれない、これが問題です。自主性をそこなうかもしれない法律案をつくつたらいいのです、それを出すと同時に、自主性をそこなうかもしれないことを逃げ口にして、私学に対する二分の一の経常費の援助支出といひものを、こんなことだけをてにして、これを拒否されていくというなら、問題です。

それからもう一ついひ言われたのは、私学振興会を通してやる、こういうお話でしたが、こうすればやはり借金政策はひとつも解消できないですね。その点どうですか、それだけ一つ答えてください。

○愛知国務大臣 私はまずいま非常に重要な御質問がございまして、公の支配に私学は属する、これははっきりそういうふうな信念を持つて

おります。

それからその次に、さつきもお断りいたしましたように、御質疑がございましたから個人の意見を申し上げたいところもありますけれども、これは私のみで言うべきことではございませんからあえて差し控えたいと思ひますけれども、そういう点で御質疑がございましたから申し上げます。その点で、私は私学といひものを非常に大切にしたい、そして、その伝統や過去のやり方を尊重したいがために、そういう角度から月給の半分は国庫からもうとらうといひことはいかうか、あるいは個人としての疑問、並びにそういう考え方は私学の中にもあるのではなからうか、こういうこともあわせて申し上げたわけでありまして、これは私学を思うがゆゑの問題であります。そして同時に、いまのお話のようであれば、私立大学とか私学といひものは全部国家に移管してしまつたほうがいい、およそ教育といひものであつたら、大学でも何でも全部国営にすべし、そういう御意見になつてくるのではなからうか、その点については私も大いに意見を申し上げたいところですが、その点については後日の論議に譲るといひことでございますから、あえてそれ以上申し上げません。

それから、私学振興会をあれば借金は解消しないといひお話でありますけれども、これはさつき申しましたように、長期で低利であるといひことはもちろん必要であらうが、いひことを前提に申し上げたのであつて、現在のようなり方、直接に大学なり学校法人なりが市中の民間企業と同じようなペースでお金を相当借りておられる。その償還費といひものはたいへんなものであるといひことは、私もよく承知いたしております。したがつて、私学振興会といひようなところで、できるだけ長期で、できるだけ低利で、貸し付けの条件を緩和する。それは財政投融資でもつて補完するのでありますから、その限りにあつて国家が大いに援助しているわけでは、私はそういうつもりで申し上げておるわけでは

○三木(喜)委員 これは納得できない点があります。私学は国でやつたらいいじゃないかという意見になつてくるのじゃないか、こういうことですが、この論議は二十四年にやつております。そして第一條に、私学の特性にかんがみその自主性を尊重する。いわゆる特性の上において――「大学の庭」といひのがジャーナルに出ましたが、それを見てみますと、いま私学の経営が苦しいから特性を失つてきた大学もありましかつても、この苦しい中で依然として特性を持つてゐる私学はたくさんございます。慶応大学、早稲田大学、あるいはその他青山学院にしてもそうでしようし、いろいろなところがそれぞれみな特徴を持つて、いま私学は苦しいながらも様子を失わずしてやつてこれらにゐるわけでは、そういうことは国民も認めてゐるだらうし、政治の場におけるものもそれこそ伸ばさなければならぬ大学の使命だと思ひます。その点一つの特すべき大事な点だと思ひます。その点はいままでいひ論議をされてきたもので、そういう論議がもし今後出てくるとしたら、よく文部省自体でこういう点は警戒し、破壊をしてもらいたいと思ひます。

それから第二番目の、振興会に金を貸して、それは低利でしかも長期にいたしまして、やがてこの金は返さなければならぬ。だんだん雪だるま式にふくらんでくる。私は私学の経営者がおられるから私学の経営者にも言ひたいことは、この振興会に金を貸してそこから借りるということが、私は借金政策を助長した一つの罪でもあると思ひます。二十四年からこちらへ長い間あつたのです。しかもこの私学の問題が論議されたのは、昭和三十八年、四十三国会でも非常にこれは分科会で論議されておりましたが、この中でも、ちよつと読んでみますと、「仏の顔も三度で、二度ぐらゐのところでは何か文部省としては積極的な具體的な、父兄の満足いくような具體策を私は出してもらわなければならぬと思ひます。」そうでないならば、いまだどういふことが計画されておるといふことをはつきりしてもらひたい、こういうようなこ

と言われております。なぜこんなことを三十八年に言われたかといいますが、入学金の問題からこのことが言われておるわけなんです。去年は山中さんが予算委員会での問題を取り上げて、やはり具体策まで出してやっております。一年たつた今日、愛知さんのときにおいて初めてこういう前向きな恒久策を考へるという調査会をつくられた。これはけっこうですけれども、しかしその中に流れておる思想、考え方というものが、振興会に金を貸してという、これは何とか長期の計画を立てるならばとていただかなかったら、やがてまた次から次へ入ってくるこの学生の上にこれがかかってくる。どうか私をわなければならぬのですから。そこで私は文部大臣に、この財政計画を立て直すところの基本的な考え方をたしたわけでは、これはやはりこういうようにひとつお考えをいただきたいと思うのですが、いまそういう考えがなければひとつ考えを持っていただきたいと思うのですが、私大の経費の負担者というものは、やはり直接的にはその受益者であるところの学生、父兄といった意味でしょうね、父兄が三分の一持つ。それから三分の一は間接の受益者であるところの社会、産業界です。これは寄付してもらおう。私学が寄付の上に立つて諸外国ではやっておりますから。この寄付を三分の一。あとの三分の一は、究極の受益者であるところの国家。冒頭に申し上げましたように、私学の果たした役割りというものは実に大きいのですから、それは国家が受益したのですから、国家が三分の一は持つたらいと私は思うが、この三分制をひとつ立ててもらいたいと思うのです。

ここで特に私、申し上げておきたいことは、外国の例です。これは文部省当局もひとつ調べてください。一体諸外国としてどういうようにして私学の問題を打開しておるか。これはイギリスは大学は全部私大でありますからして、年間運営費の七〇％以上国家負担しております。カナダは、州立であろうが私立であろうが、国の大学予算を平等

に分配しております。文部大臣の先が触れられた危惧の念とちよつと一致しますけれども、中身はくちばしを出してやらねどもいいわけでは、それからブラジルは私大経営の四〇％を国が負担しておる、そういうことです。そうしますと、三分制をここにしくというこの外国の例がはつきりしてくると思ひます。

【委員長退席、八木(徹)委員長代理着席】

ただもう一つ、これはもうきょうは時間がありませんが、この次のときにやりたいと思うのですが、私学の寄付金に対して、これもこの予算委員会でも問題になりましたこういう免税の措置は何ともありませんから、この次は大蔵大臣に来てもらつて、十分この点は論議したいと思ひますが、しかし税がやはりひつかつてくる。その点は大臣はどう思われますか。その税の問題、それから三分制の問題、この二つですが、端的にひとつお答えを願ひたい。

○愛知国務大臣 御議論が發展してまいりました、こういうふうに分けてお話しただきますと、私も非常に話がしやすくなるのであります。三分の一受益者、三分の一の間接受益者、国家が三分の一ということも確かに一つの考え方であらうと思ひます。ただ、しかしここで私に一言言わしていただきたいのは、私学の公共性ということ、国あるいは国民の側からの期待する公共性というところ、それから私学自身もこの公共性というところの認識というか、ビヘイビアというものが絶対的に要請されると私は思ふのです。これは両方からごらんになっていただくべき問題ではなからうか、そういう前提をさらに分析して、その上に立つて、こういう場合にはこれぐらゐは国が負担してもいいではないかというような回答がだんだんと出てくるのではなからうか。現状においては、遺憾ながら私学にもいろいろの考え方がございます。これを一律に私学だからといって、一つの固定した概念としていいますことは、私は全国民の納得を得るゆゑんではなからうと思ひま

す。それから免税の点については全く御同感でございます。どうかひとつ、これは超党派的に大いに私も御鞭撻願ひたい。私は私見といたしましては、一定額程度ぐらゐの授業料は父兄の所得から控除してもらひたい。そこまで私個人としては提案を持てているくらいでございますから、どうかひとつ御協力を願ひたいと思ひます。

○三木(喜)委員 銭のないやつは大学に来なくてもよい、こういうことにならないように、その点も考えてもらわねばならぬかと思ひます。税金の面からもね。

そこで私、まだ論議を展開していきたいと思ひますけれども、午後私も科学の特別委員会に出なければならぬし、大臣も出られなければならぬので、これはひとつ要望して、一つだけ高等学校の問題を質問して終わりたいと思ふのですが、大臣もおられるところで文部省にひとつ要求しておきたいと思ひます。

大学の急増対策について新聞、雑誌等は、一体文部省は大学の急増対策を持っておるかと思ひます。あることを見ますと、数字がみなまちまちになっておる。国民はあれでは迷ひます。だから急増対策というものを示していただいて、来年はうんとふやしてもらわなかつたら、いまのままですとたいへんなことになりまふ。浪人浪人で一ぱいになってしまひます。そこには犯罪も起こつてくるでしようし、国内に非常に陰鬱な考えが出てまゐりますから、これはひとつ文部省は来年度の見通しの上に立つて、あの予算計画を出してもらひましたが、はつきりした数字を出していただきたい。

すると見ると七二％と見るべきだと思ふのです。七二％の入学があると思ふと百七十一万人が入学いたします。そうするとこの間におのずから数字の差がございます。全部入れるならばもう少し多いですから、六万ほど多いのですが、こういうふうに非常に入学する人が多くなつてきた、そして入れものの準備はありません。それから政府の財政措置もありません。富山県知事なんかはこの問題を称して、高等学校はもはや義務制だ、これくらいまで言い切つております。一体この高等学校の進学問題も、大学急増問題以上に、いまや高等学校ぐらゐは出したという父兄の念願に、私は文部省がこたえたものとはいへないと思ふので、ここでひとつ大臣に端的にどうするかということを示してもらひたい。

○愛知国務大臣 高等学校の現状はただいま御指摘のとおりでございます。そこで端的に言ひまして、高校全入あるいは高校義務制というふうなことに及んでどう考へるかというふうな御尋ねであつたと理解をいたしてお答えをいたしたいと思ひますけれども、私は現在高校の義務制ということはまだ考へるべき段階でないと思ひます。と申しますのは、高校というふうな程度になつてまいりますと、まず高等学校のあり方をどうするかというところが先決問題じゃなからうかというふうにかゝりまして、画一的な、義務的な、中学卒業生にさらに三年の義務制を課するということについては、もう少し慎重に検討すべきであつて、現状どうかと言われれば、私は否定的にお答えざるを得ません。同時にこれは小学校就学の年齢をさらに一年低下するかどうかというふうなことも、また大きな文教上の今後の問題であると思ひますが、それらともあわせて十分に検討させていただきます。

○三木(喜)委員 ちょっと問題がそれたと思ふのです。全入のことはもちろんわれわれは主張しておるから、それも強調したいのです。しかしながら一歩下げたものを言つて、現状を言うわけなん

にも私たちの納得しない点がまだありますので、この論議もこの次に延ばしたいと思えます。

それからきよう触れませんでした大学急増対策につきましては、この次までに文部省から本年けこうするのだ、これに費用はこれだけかかるのだ、来年度はこうだという見取図を来年度の増加分も見て出していただきたい、これは要望しておきたいと思えます。委員長よろしゅうございますか。

○八木(徹)委員長代理 承知いたしました。

○三木(喜)委員 その上に立つて大学急増問題を論議したいと思えますからよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○八木(徹)委員長代理 山中吾郎君。

○山中(吾)委員 質問ではございせんが、私学の論議というものは方向を間違うとんでもない方向にいく心配があるので、私は次の機会に論議を進めたいわけですから、最初の出発点だけ要望しておきたいと思うのです。

それからこれはきようでなくてけっこうですが、この間いわゆる調査会の結論の出るまでの暫定措置としてこういうことはできないかということをお聞きしておいたのですけれども、お答えはこの国会中でけっこうです。

そこで、きようもいまの論議の中に公共性という論議が出たが、これはまかり間違うと結論がさかさになってしまったりするので、その点をひとつ各関係者で十分論議をしておいていただきたいと思うのです。私は学問の自由、思想の自由という立場で、実は私学の自主性を考えておったわけなんです。公共性というのは、国の法律による、いわゆる教育基本法のコントロールの中にあつて、教育は私立大学における教育も国立大学における教育も同質なんです。そういう意味において教育そのものの本質にすでに公共性がある。それと行政的に教育水準を低くしないという要請があることを含んで自主性を尊重することと公共性を強調することには矛盾はないはずだと考えて論議を進

の数字の上にも疑問点がございますし、方策の上

とを含んで自主性を尊重することと公共性を強調

めていきたくたのですが、経費との関係だけが論議されるので、あるいは私学を権力で支配するというような方向にいつてしまいかもしれない。その点をもう少しそういう考えの中で深めていきたいと思ひます。金は出すが口は出さないといふいわゆる援助するが支配はしないといふことは常識的にお互いに賛成であるのですが、それだけでは中身は何も進展しないと思うので、そういうことをもう少し真剣に論議をしたいから文部省でも御検討願ひたい。

それから現在の国立という概念と私立という概念を再吟味していただきたいと思うのです。私はすでに私立大学はないと思つてゐる。法人立大学なのであります。したがつてその施設は民間の所有であるから、民間有大学、私有大学だと思つておるのです。国立も施設は全部国の財産でありますけれども、教育は私立においても国立においても同じだけの経費を与えて、官立であろうと私立であろうと国の教育を受けた者は何の差別もないこれが教育だ、したがつて国有大学だ、こう私は思つてゐる。国立教育会館といふのは、特殊法人のもとに独立人格を持たしてゐる。そういう中に学問の自由、思想の自由の憲法的要請と、それから同時に、教育は憲法上の基本的条件としてある姿の中で一つの考え方を持つていかないと、この問題は解決しないんだ。同時に、したがつて施設補助という場合には、大臣のほうでは振興会の融資、これはできた施設は国のものにならないから、私は融資といふのは考えられると思うのです。しかし、教授といふのは、私立大学の所有物でも何でもありません。大学教授から私立教授に移動しても、私立教授からその研究能力その他によつて官立に移ることも、自由でなければ教育は進んでいかない。したがつて教授の持つてゐる学問の能力と研究成果といふものは、むしろ民族の所有であると考えべき問題なので、私は、官私立にかかわらず、教授に対して一種の文化財保護というような思想においても、国が同じように負担するといふ思想のほうがいいのではないかと思ふ。そこに考え直すべき問題もあるんじゃないやないか。施設、設備は融資でやつて、学者の学問的能力を維持するといふことについては、むしろ国の財政援助といふことが、また逆に考えられる議論も出てくるんじゃないかといふこともあつて、この問題も教育という思想を根本的に論議する中で、角度を変えた中で、私は日本の教育を高めるためのもつと前向きな論議をして、何とか結論を出したい。三木委員もいま一つのきつかけをつくつて論議をしてゐるわけですが、出発点が違つておりますと、結論も結局わけがわからなくなつてしまつて、与野党が別な方向に走つていつてしまつて、それで終わりという、未解決の解決といふことになつては困るので、その点はひとつ大臣のほうでよく御検討を願ひたいと思ふのです。

その次に、教育計画を立てない限りは私立の乱立が出てまいりますから、条件さえそろえば認可していくといふ、国の大学教育計画が立たないところに根本問題がある。しかし、一方、青年が大学まで行きたいといふ進学意欲が旺盛であることは、民族が若いといふことなので、ヨーロッパのようにすでに大学へ行く希望者が少なくなつてゐるのではなくて、ほとんど大学に行きたいといふのは、私は喜ばしい民族の若さだと思ふのです。そういうものを含めて一体どう解決するのかという問題を角度を変えて論議をしていかなければならぬのじゃないかといふこともありますので、私たちも質問をするときは質問の内容をできるだけお知らせしますから、文部省のほうでもその場限りの答弁でなくて——あるいは私は、この文教委員会に私学小委員会をつくつてもいいと思ふのでありますから、いづれにしても他の問題と違ふのでありますから、思ひつきの質問、答弁にならぬようにしていきたいと思ひます。そういうことを含んで一定の時期にさらに白熱した論議をいたしたいと思ひますので、その点ひとつ、私もしますから、文部省も御勉強願ひようように要望いたしておきたいと思ひます。

○八木(徹)委員長代理 次会は、明後十九日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十四分散会

昭和四十年二月二十日印刷

昭和四十年二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局